



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

# 特集

# 2020年度 診療報酬改定のポイント

2020年度の診療報酬改定は、診療報酬本体引き上げ（+0.55%）・薬価等引き下げ（薬価△0.99%、材料価格△0.02%）で全体としては引き下げとなりました。本体部分+0.55%のうち+0.08%は救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応であり、消費税を財源としていることなど、改定のポイントをみていきます。

## 医療従事者の働き方改革推進のために

中央社会保険医療協議会（中医協）は2月7日、2020年度の診療報酬改定案について了承し、加藤厚生労働大臣に答申した。今回の改定では、①医療従事者の負担軽減、②患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現、③医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進、④効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上、の4つの基本的視点に基づく内容となっている（図）。

### 図 2020年度診療報酬改定の基本方針（概要）

#### 改定に当たっての基本認識

- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近な医療の実現
- ▶ どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

#### 改定の基本的視点と具体的方向性

##### 1 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進【重点課題】

###### 【具体的方向性の例】

- ・医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取り組みの評価
- ・地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価
- ・業務の効率化に資するICTの利活用の推進

##### 3 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

###### 【具体的方向性の例】

- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- ・外来医療の機能分化
- ・質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- ・地域包括ケアシステムの推進ための取り組み

##### 2 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

###### 【具体的方向性の例】

- ・かかりつけ機能の評価
- ・患者にとって必要な情報提供や相談支援、重症化予防の取り組み、治療と仕事の両立に資する取り組み等の推進
- ・アウトカムにも着目した評価の推進
- ・重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- ・口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価
- ・医療におけるICTの利活用

##### 4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

###### 【具体的方向性の例】

- ・後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- ・費用対効果評価制度の活用
- ・市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価（再掲）
- ・外来医療の機能分化、重症化予防の取り組みの推進（再掲）
- ・医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取り組みによる医薬品の適正使用の推進

全体の改定率は、診療報酬本体+0.55%、薬価等△1.01%（薬価△0.99%、材料価格△0.02%）となった。本体改定率は、通常分の+0.47%（医科+0.53%、歯科0.59%、調剤+0.16%）、本体部分+0.55%のうち救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応分（消費税財源）として+0.08%を充てている。主要な改定項目は、次の通り。

△医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進▽  
過酷な勤務環境となつて、救急病院への評価として、「地域医療体制確保加算」（520点）を新設。10対1看護配置以上の入院基本料・入院料の入院初日に加算する。要件は、救急車・救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が年間2000件以上で

※なお、今年度は診療（調剤）報酬改定説明会が新型コロナウイルスの影響を考慮し中止され、代わりに説明の動画が公表されています。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00001.html))

あること、病院勤務医の負担軽減や処遇改善につながる体制（勤務時間・状況の把握、改善を提言する責任者の設置、負担軽減・処遇改善計画を作成する委員会または会議の設置等）をとっていること、である。同加算の対象とならない救急病院等については、地域医療介護総合確保基金で、医師の労働時間短縮のための体制整備を支援する。

さらに、「救急搬送看護体制加算」を2段階評価とし（上位となる同加算1を新設）、同加算1を400点、同加算2を200点（改定前と同じ）とした。同加算1の要件は、救急車・救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が年間1000件以上、専任の看護師を複数名配置等となっている。同加算2は、改定前の救急搬送看護体制加算の要件と同じである。

医療従事者の柔軟な働き方に対応するため、常勤配置に係る要件や専従要件を緩和。週3日以上かつ週24時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能としている項目について、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算で配置可能とする。医師については、複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能とする項目を拡大する。

タスク・シェアリングやタスク・シフトリングを進めるため、メディカルクラーク等の配置を評価する医師事務作業補助体制加算が算定できる対象病棟を、地域包括ケア病棟、結核病棟、有床診療所、特殊疾患病棟、精神科急性期治療病棟、精神療養病棟、認知症治

療病棟等に拡大、報酬も加算の各段階（計16段階）で一律50点引き上げている。看護職員夜間配置加算、急性期看護補助体制加算の引き上げ、麻酔管理料IIの要件見直し（一部の行為を、特定行為研修を修了した看護師が実施しても算定可に）も行われる。

看護職員の負担軽減、看護補助者との業務分担・協働を推進するため、看護職員夜間配置加算（4段階＋注加算3種類）は一律10点、急性期看護補助体制加算（7段階）は一律30点、看護補助加算（4段階）は10～12点、夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算）と看護補助者配置加算（地域包括ケア病棟入院料の注加算）は各10点、看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算）（2段階）は一律12点引き上げている。

結核病棟や精神病棟の入院患者に対する栄養面への積極的な介入を推進するため、栄養サポートチーム加算の算定対象となる入院料に、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料および特定機能病院入院基本料（結核病棟、精神病棟）を追加した。

## かかりつけ医機能と オンライン診療を拡大

### △患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現▽

かかりつけ医機能を推進するため、地域包括診療加算の要件が緩和されている。改定前は、時間外対応加算1・2の届出が要件となっていたが、同加算3（準夜帯の問い合わせに複数の診療所による連携で対応できる体制

がある）の届出でも算定できることとなった。かかりつけ医機能の普及を図るための機能強化加算については、患者への情報提供を充実させるため、要件に「必要に応じて、専門医、専門医療機関を紹介する」、「医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索できる」、「掲示内容を画面にしたものを院内の見えやすいところに置き、必要に応じて持ち帰れるようにすること。患者から求められれば交付すること」を加えた。

また、かかりつけ医と他の医療機関の連携を強化するため、診療情報のフィードバックを評価する診療情報提供料III（150点）を新設。①かかりつけ医が他の医療機関に患者を紹介し、その医療機関がかかりつけ医に診療状況を文書で提供した場合（3月に1回）、②産婦人科の主治医が妊婦を他の医療機関に紹介し、その医療機関が主治医に診療状況を文書で提供した場合（月1回）、に算定できる。小児に対する継続的な診療を推進するため、小児かかりつけ診療料、小児科外来診療料の算定対象患者を、3歳未満から6歳未満に拡大した。

外来患者への重複投薬解消に対する取り組みを評価するため、6種類以上の内服薬が処方されている患者からの求めに基づき、処方医に重複投薬の解消に係る提案を行った場合の「服用薬剤調整支援料2」（100点／3月に1回まで）を新設している。なお、かかりつけ薬剤師指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料については、「患者との会話のやりとりが他の患者に聞こえないようパーテーション等で区切られた独立したカウンターを有す



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階  
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課  
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949